

日時・場所	平成30年1月15日(月) 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、西村教育長、大藤議会事務局長、寺田政策調整部長、上田総務部長、田中市民部長、瀬川健康福祉部長、辻村健康福祉部政策監、小山都市建設部長、遠藤環境経済部長、竹中教育部長、川端会計管理者、北脇広報秘書課長、事務局(企画調整課)

1. 市長指示事項

- 恒例となっている行事や会議等について、次第や段取りを昨年と同様に漫然と実施しているケースが見受けられる。何のためにやっているのか、なぜその流れで進めているのかを常に確認した上で実施しないと空洞化してしまう。形式と内容が合致している場合もある一方で、形式上は前回を受け継いでいるので流れているように見えるが、趣旨が異なってきた場合もいくつか見受けられる。当然のように昨年のコピー・ペーストで実施するのではなく、そのねらいが何なのかを改めて押さえるように心掛けること。
- 平成30年度予算については、政策調整部長の査定を経た上で、昨日、市民懇談会を開催した。国が次から次へと制度設計をし施策を提示している影響により、予算が膨らんでいる。まさに自治から外れた厳しい状況であり、まちづくり全体の視点からはバランスを欠いている。致し方ないことではあるが、歪みが生じている状況であるという意識を持つておくこと。
 予算の裏には人が存在しているが、なかなか連動できていない。昨日の市民懇談会において、参加者から、「財源には限りがあるが、知恵には限りがない」というある会社の社是(モットー)を引いて、財源に限りがあっても質の良い仕事をしてほしいという意見があった。言うは易いが、知恵だけで良いサービスができるとは限らないし、財源を確保すればそれで良いということでもない。財源とマンパワーは連動しているという認識を持つこと。
 これから来年度の人事異動に向けた作業を行ってもらうが、財源には限りがあると同時に、人的資源にも限りがある。つつい財源と事業ばかりに目が行くが、人がいかに効果的・効率的に働けるかとともに、できるだけ人の働きが十全になるような体制の実現に向け、各部で人のパフォーマンスが上がるような観点で仕事に取り組むこと。必要などころには人を配置し、十分に発揮できない場合は組替もあると思うが、人に着目し、マンパワーが発揮できる組織となるよう努めること。

2. 報告事項

① 野洲市人事評価マニュアル改訂について

[所管: 総務部]

人事評価の具体的な取り扱いについて、『改善をしつつ順次進めていく』としていたことから、評価結果を勤勉手当等に反映させていくことに必要な改訂を実施する。成績判定区分・昇給・勤勉手当に係る評価の具体的な取り扱いを変更する。

② 第2期野洲市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)・第3期野洲市国民健康保険特定健康診査等実施計画の策定に係るパブリックコメントについて

[所管: 健康福祉部]

野洲市国民健康保険では、被保険者の健康の保持増進に努め、健康・医療情報を活用しながら保険事業を計画的に推進していくため、平成30年度から6年間を計画期間とした第2期野洲市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)・第3期野洲市国民健康保険特定健康診査等実施計画(案)を策定した。これらについて、平成30年2月1日(木)～20日(火)の期間でパブリックコメントを実施する。→本計画の対象はあくまで野洲市国民健康保険の被保険者である10,722人(21.1%)の市民であり、パブリックコメントで広く市民の意見を聴く必要があるかについて、考え方を整理し、実施について検討すること。

③ 「オクトーバーフェスト&ジャズフェスin野洲2018」について

[所管: 環境経済部]

オクトーバーフェスト&ジャズフェスin野洲2018については、主催者である「オクトーバーフェスト&ジャズフェスin野洲2018実行委員会」が、昨年12月21日の会議において、平成30年9月22日(土)・23日(日)の2日間、野洲駅南口特設会場等で開催することを決定されたので報告する。

④ 野洲市余熱利用施設整備運営事業のスケジュールについて

[所管: 環境経済部]

野洲市余熱利用施設整備運営事業について、平成29年12月21日～27日にかけて参加表明書及び入札参加資格審査書類の受付を行ったところ応募があったので、平成32年4月オープンに向けて事業を進め

る。今後のスケジュールとしては、平成30年2月8日～14日にかけて提案審査に関する書類の受付、同年3月中旬～下旬頃にかけて事業者選定委員会による落札者決定等を順次行う予定である。

⑤ 全員協議会への提出事項について

[所管： 総務部]

報告事項10件、会議結果報告事項3件、連絡事項9件を1月度全員協議会へ報告する。追加等がある場合は連絡願う。

3. 協議事項

① 野洲市附属機関設置条例の制定について

[所管： 総務部]

現在、地方自治法第138条の4第3項に規定される附属機関である審査会等については、単独の設置条例や条例の一部に規定されているものがある一方で、要綱等で設置されているものも見られるため、各審査会の設置及び運営の適正化を図る目的で、附属機関設置条例を制定する。

施行日は平成30年4月1日とする。

→その他漏れがないかの確認と併せ、現機関が機能しているかについても確認すること。

→本条例の適用範囲が明確になるよう再度整理すること。

② 野洲市市民活動支援センター条例を廃止する条例について

[所管： 市民部]

平成30年10月に市民活動支援センターを廃止することに伴い、当該条例を廃止するとともに関係条例について所要の改正を行うものである。野洲市使用料条例及び野洲市図書館条例等の改正により、現在、市民活動支援センターにて施設管理を行っているホール及び会議室の貸館業務については、教育委員会(図書館)が継承することとなる。施行日は平成30年10月1日(経過措置規定あり)である。

→施設内で行われている活動の今後の取扱について整理しておくこと。

③ 野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

[所管： 健康福祉部]

平成30年4月1日施行の国民健康保険の広域(都道府県)化に伴う法改正等により、所要の改正を行うものである。主な改正内容は以下のとおり。

- ・国保保険者が都道府県と市町村の双方となり、国保事務が共同化されることによる文言整理
- ・国民健康保険運営協議会の法令上の名称変更(実質上は、現行名称を使用)
- ・保険給付費の一部負担金の額(割合)は国民健康保険法に規定されており、市町村条例で定める必要がないことから当該規定を削除

平成30年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は公布の日から施行する。

→市町にしてみれば、実質的に従前と同じ作業をしなければならず、人件費のコストが下がらない。国の制度設計であるのでやむを得ないが、課題がある点は認識しておくこと。

4. その他伝達事項

なし

5. 次回部長会議の予定

1月22日(月) 8時45分～ 庁議室